第１章　波佐見町都市計画マスタープランについて

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画とは、農林業との健全な調和を図りながら、人々が健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を実現するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を行うことができるように定める制度であり、都市計画法に基づいて定められます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。「波佐見町都市計画マスタープラン」は、上位計画である「波佐見町総合計画」の基本構想及び「波佐見都市計画区域マスタープラン」に即して、都市計画に関する事項について、本町の各種関連計画との整合を保ちながら策定されるものです。

本町の 20 年後の将来像を見据え、まちづくりの課題に対応しつつ町民の意見を反映させながら、将来像の実現に向けた方針を定めます。

2. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランの役割は、次の 4 つに整理することができます。

① 将来、実現すべき具体的な都市像を示し、町民・事業者・行政などが共有する、まちづくりの基本理念と基本目標を設定します。
② 本町が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針となります。
③ 土地利用、道路・上下水道・公園などの都市施設の整備、市街地の整備など、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的なまちづくりの方針となります。
④ 町民・事業者・行政などが、まちづくりの課題や方向性について合意することにより、個々の事業への理解・協力を促します。

3. 波佐見町都市計画マスタープラン策定の方針

平成 16 年に策定した「波佐見町都市計画マスタープラン」の計画期間が終了を迎え、本町を取り巻く状況も大きく変化したことから、改めて都市計画の課題を整理し、新しい将来都市像や目標、方針を設定する必要が生じました。

新たな計画策定の方針は次の 4 つとします。

① 「波佐見町総合計画」や地域公共交通、景観等の関連計画、国や県、町の都市計画やまちづくりの変更との整合を図ります。
② 都市計画法等の改正及びまちづくりに関する新たな法整備等への対応を図ります。
③ 少子高齢化の進展や地球温暖化といった環境問題など、都市を取り巻く社会・経済状況の大きな変化に対応した都市計画の方針を定めます。
④ 全国的な災害の激甚化を踏まえ、災害に強く安全・安心なまちづくりへの対応を図ります。

4. 対象区域と目標年度

① 対象区域

「波佐見町都市計画マスタープラン」の策定において、市街地、農地、山林、自然環境などの土地利用のあり方を広域的かつ総合的に検討を進めることが重要であることから、波佐見都市計画区域だけでなく、本町の行政区域全体を対象区域とします。

② 目標年度

本計画の目標年度は、20 年後の令和 28 年とします。

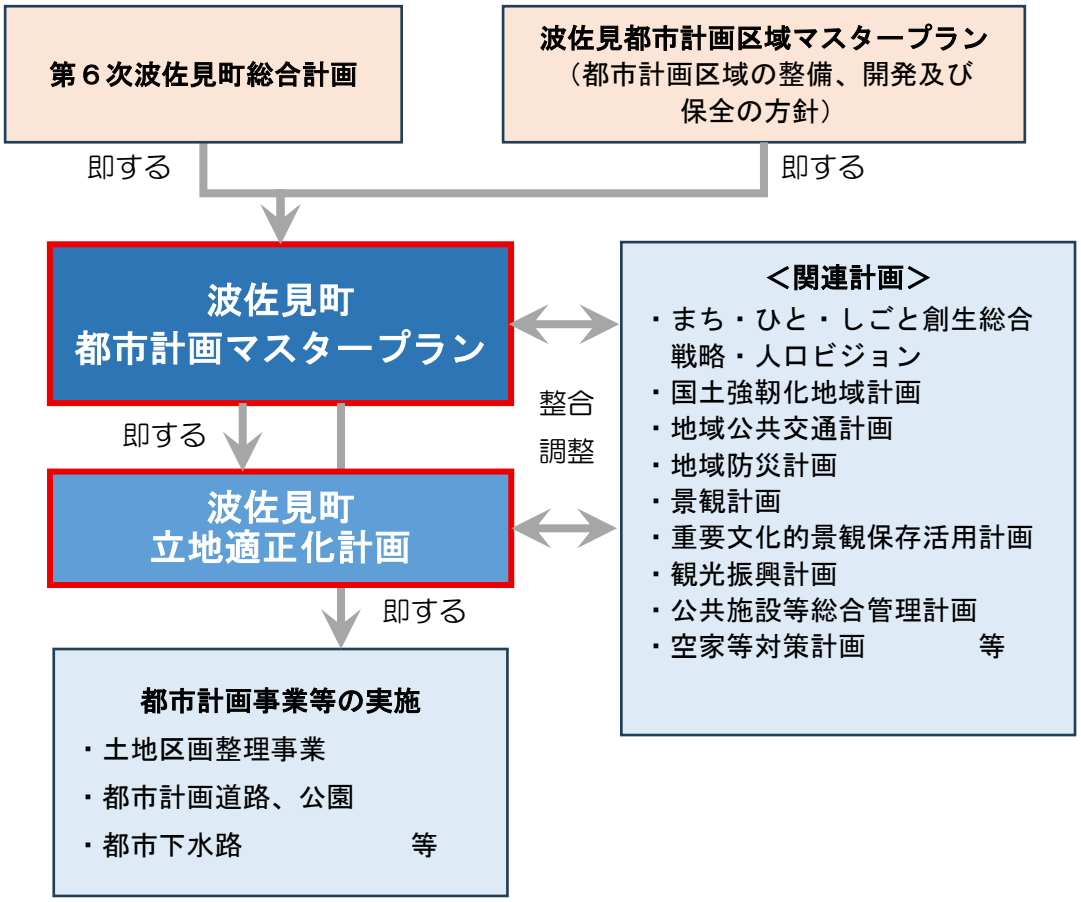
○ 計画の基準年度：令和　9 年（2027 年）

○ 計画の目標年度：令和 28 年（2046 年）

なお、都市計画マスタープランは、社会・経済情勢や環境の変化、町民意識の変化、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて見直しを行います。

5. 計画の位置づけ

本計画は、以下の上位計画や関連計画と整合を図り、策定を行います。



6. 計画の構成

本計画は、以下の章で構成します。

第１章　波佐見町都市計画マスタープランについて

１．都市計画マスタープランとは
２．都市計画マスタープランの役割
３．波佐見町都市計画マスタープラン策定の方針
４．対象区域と目標年度
５．計画の位置づけ
６．計画の構成

第２章　波佐見町の現況

１．本町の成り立ち
２．人口動態
３．産業構造
４．財政
５．地価
６．土地利用
７．土地区画整理事業
８．都市施設の指定状況
９．広域幹線道路と公共交通
１０．遺跡、文化財及び景観等
１１．防災

第３章　まちづくりの基本理念と将来都市像

１．まちづくりの課題
２．まちづくりの基本理念
３．将来都市像

第４章　全体構想

１．土地利用・市街地整備の方針
２．道路・交通の方針
３．下水道・公共施設の方針
４．みどり・景観まちづくりの方針
５．防災まちづくりの方針
６．その他生活環境づくりの方針

第５章　地域別構想

１．北地域のまちづくりの方針
２．西地域のまちづくりの方針
３．東地域のまちづくりの方針

第６章　まちづくりの推進方策

１．まちづくりの推進体制
２．都市計画諸制度等の活用
３．まちづくりの進行管理